

答 申 第 2 号
平成16年3月15日

佐賀市議会 様

佐賀市情報公開審査会
会長 村 上 英 明

佐賀市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年12月25日付佐市議第935号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成15年10月24日拡大代表者会議において「市への要望において事業や入札の口利き禁止を求める申し入れ」に対する回答について協議した内容がわかる文書」についての不存在を理由とした非公開決定に対する異議申立事案

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、公文書不存在を理由として非公開とした決定を取り消し、「拡大代表者会議について」、「平成15年度第23回拡大代表者会議協議結果（要約）」及び「平成15年度第23回拡大代表者会議協議事項」と題する文書について、各々公開請求に係る箇所を全部公開することが妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成15年11月5日に佐賀市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、佐賀市議会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成15年10月24日拡大代表者会議において「市への要望において事業や入札の口利き禁止を求める申し入れ」に対する回答について協議した内容がわかる文書」について公文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成15年11月18日に条例第11条第1項の規定により公文書不存在を理由とした非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、「公開請求があった公文書が存在しません」との理由を付して異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成15年12月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張を総合すると概ね次のとおりである。

- (1) 本件に係る「市への要望において事業や入札等の口利き禁止を求める申し入れ（以下「申し入れ」という。）は、議員の要望等の処理報告書284件を1年半にわたって検証し、報告書の一覧表作成など、時間と労力をかけた作業を踏まえた上で行った。市民として、議会の改革及び政治倫理に関わる重要な位置付けと捉えての申し入れであったが、それに対する実施機関の回答は極めてあいまいで不誠実な内容であった。申し入れをした当事者として、議会の回答の裏付けをしっかりと確認する必要がある申し入れに対する回答の協議内容の公開請求を行った。
- (2) 実施機関では「平成15年10月24日に開催した拡大代表者会議（以下「代表者会議」という。）において申し入れについて協議をした結果、申し入れに対

する回答を決定した」としているように実施機関は申し入れに対する協議を行ったことを通知している。

- (3) 通常、文書等の情報の不存在という前提には、公開請求された事柄に関して実施機関が何ら協議もしていない状況を想定していると認識するのが妥当である。
- (4) 申し入れの回答を出すために協議を行った実態があるにもかかわらず、公文書の不存在を理由に非公開としたことは、条例第1条(目的)「市民の市政に関する知る権利を保障し」に反しており、認められない。どのような経緯を経て回答が導き出されたのかという説明を求めて、情報公開請求する市民に対して、条例第20条(実施機関の説明責任)に照らし、可能な限り公開に応じるのは当然であろう。
- (5) 佐賀市の情報公開度は全国的にも高いレベルにある。だが、今回のように実施機関が、協議した事実が明白な事柄に関して、文書不存在を理由に内容の情報公開に応じないという対応は、情報公開度のレベルの高さに反し、条例が後ろ向きな運用を内在させているといわねばならない。
- (6) 結論として、今回、実施機関が行った「非公開決定」は、以上の点から承服しがたいものである。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると概ね次のとおりである。

- (1) 今回の異議申立ての発端は「市議会議員等の要望・問い合わせなどに対する処理報告書」について、平成14年4月から15年7月分までを異議申立人が独自に検証し、佐賀市政治倫理条例に規定する政治倫理基準に抵触する疑念を持ち、文書によって、佐賀市議会議長に対し、今後慎むよう申し入れるとともに文書による回答を求めたことである。
- (2) そもそも「市議会議員等の要望・問い合わせなどに対する処理」は、議員各人の政治活動として執行機関に対して行った要望・問い合わせなどに対する執行機関としての事務処理であり、本来、佐賀市議会の機関として議会を代表して議長が議員に指示命令する性格のものではない。
また、佐賀市政治倫理条例(平成5年3月23日条例第11号)についても、議員個々人のあり方を規定したものであり、佐賀市議会の機関として対応すべき性格のものではないと考える。
- (3) 異議申立人への回答については、異議申立人の申し入れが文書によってなされ、その上回答期限をつけられていたことから、その意向を尊重するとともに、各議員の政治活動とはいえ、基本的認識については統一しておく必要があると考えられたため、拡大代表者会議において回答するに当たっての確認がなされたものである。

回答の要旨は「情報公開条例に基づき会派名，議員氏名を公開されておりますので，最終的には，市民が判断するものと考えます」としている。

- (4) 拡大代表者会議は議員の自主的会合である任意の会議であり，記録の義務づけはなく，拡大代表者会議における申し入れに対する回答についての経過としては，異議申立人に送付した回答文と同様の文書を配布し，全員異議なく了承されたことから，何ら記録として保管していない。
- (5) 以上により，本件の請求に当たる文書は存在せず非公開と決定したものである。

6 審査会の判断

審査会は，実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果，以下のよう
に判断する。

- (1) 実施機関の説明によれば，拡大代表者会議においては，申し入れに対する回答について協議した内容がわかる会議録等の文書を作成していないため，不存在を理由とした非公開決定を行ったということである。

しかしながら，実施機関の意見聴取を行う中で，拡大代表者会議の会議録は作成していないものの，当該会議の協議結果（要約）などの文書は存在するということが判明したため，審査会は，条例第17条第3項の規定に基づいて，実施機関に対して資料の提出依頼を行った。

- (2) その結果，実施機関から「拡大代表者会議について」，「平成15年度第23回拡大代表者会議協議結果（要約）」及び「平成15年度第23回拡大代表者会議協議事項」と題する3件の文書の提出を受けたが，この3件の文書の作成手段及び記載内容は，次のとおりである。

「拡大代表者会議について」は，拡大代表者会議出席者に配布するために作成された会議開催の案内文である。「平成15年度第23回拡大代表者会議協議結果（要約）」には，拡大代表者会議の結果の要約が各議題毎に記載されており，申し入れに対する回答については「了承」とのみ記載されている。「平成15年度第23回拡大代表者会議協議事項」は，拡大代表者会議当日に会議出席者に配布された資料であり，協議事項の記載及び別添資料として申し入れに対する回答が添付されている。

- (3) これらの文書は，議会事務局職員により作成され，組織共用文書として綴られていることから，「実施機関の職員が職務上作成し」，「実施機関の職員が組織的に用いるもの」として，「当該実施機関が保有しているもの」に該当しており，公開請求対象となる「公文書」とみるのが相当である。
- (4) 次に，実施機関が提出した文書が，異議申立人が公開を求めている公文書であるか否かについて判断する。

公文書公開請求の内容は，申し入れに対する回答について協議した内容がわか

る文書ということであるが、実施機関から提出を受けた文書のうち、「平成15年度第23回拡大代表者会議協議結果（要約）」に、申し入れに対する回答について「了承」という記載がなされているだけである。そのため、当該文書は確かに申し入れに対する回答について協議した内容がわかる文書といえるか否かについては議論が分かれるところではあるが、拡大代表者会議において、申し入れに対する回答について協議をし、了承という意味決定を行ったという事実が分かる文書であり、公開請求の対象である協議した内容がわかる文書とまったく無関係の文書であるとは認められない。

また、原則公開とする条例の趣旨からすれば、協議した事実を記録した文書が存在するのであれば、可能な限り公開するべきであると考ええる。

(5) 以上のことから、実施機関は、これら3件の文書について、本件対象公文書として特定し、その上で、当該文書の中で本件請求に係る箇所には条例第6条各号に定める非公開事由に該当する情報は何ら記載されていないことから、実施機関は、これらを全部公開すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の異議申立て処理経過

審査会は、本件諮問について、次のように審査を行った。

平成16年1月13日	実施機関から諮問書を受理 実施機関からの意見聴取，審議
2月 2日	審議
3月 8日	審議，答申案の検討